

第三者評価結果

事業所名：スターチャイルド《江田ナーサリー》

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>保育所の理念を、「子どもたちの無限の可能性を信じ、意欲を引き出し、伸ばす保育を実践する」とし、子どもの権利を主体と位置づける児童福祉の理念に基づいて全体的な計画が作成されています。保育の目標と保育の方針は、整合性が図られ、保育所保育指針の基本原則と趣旨を捉えています。子どもの家庭の状況や発達、地域の実態、保育時間などを考慮し、立案しています。年度末に全職員が参加した会議の中で評価・検討を行い、次年度に活かす仕組みが出来ています。出来上がった全体的な計画は、非常勤職員や保護者に閲覧し、共通理解が得られるようにしています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	b
<p><コメント></p> <p>保育マニュアルに、保育室内温度や湿度は適切な状態に保たれるように数値も明記して掲載されています。それぞれの温度計や湿度計の横には最適な数値を書いた張り紙が貼ってあり、職員はいつも目に留め、冬場など湿度が保たれなくなった場合は濡れタオルで加湿するなどして、調節に工夫をしています。換気・採光・音に関しても配慮して活動を行っています。保育園内外の掃除・消毒は、詳細に書かれてある保健・衛生マニュアルに沿って行っています。広い廊下に設置されている棚に、子どもたちの生活に必要なものや、道具箱、衣類、などを置くスペースがあり、保育室内は、遊びと生活空間が確保されています。子どもが落ち着いたり、くつろいだりする場所として、段差になっている上階の2歳児保育室や事務室などを利用することが出来ます。トイレも保育室と同じ並びにあり、明るく清潔に保たれ、子どもが利用しやすい便座などが用意されています。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	b
<p><コメント></p> <p>職員は、子ども一人ひとりの家庭環境や発達状況、個性などを把握しています。日々の保育の中で得意な所は伸ばし、不得意とする所は、担任の枠を超えて支援しています。時間的な余裕をもって活動を計画することで、子どものしぐさや表現する気持ちをくみ取り、見守ったり代弁したりして受動的に関わり、安心して表現することが出来るようにしています。子どもに対して、肯定的で分かりやすい言葉を使用するように努めています。不適切な保育に関しては、法人や行政などの研修を受け意識を高めていることに加え、不適切保育に関する自己点検シートを利用し、定期的に記入・集計・点検・話し合いが行われる体制が整っています。現場で不適切保育が確認された場合には、施設長・副主任が直ちに対応するような環境になっています。今後は、職員間での「対話」が生まれ、お互いの「気づき」が得られる環境を作っていくことも期待されます。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>0、1歳児と幼児は同室での生活のため、年上の活動を見て、やってみたいという気持ちが育つような環境になっています。生活習慣に必要な手や指先の力、器用さが自然に培われるように、S字フックと容器を玩具に取り入れ、入れたり繋げたりを楽しんだり、リンゴの木のタペストリーを手の届く場所に設置して、マジックテープでリングを付けたり、ボタンで付けたりと段階を追って楽しめるような玩具の工夫をしています。散歩に出かけ、日光を浴びて十分体を動かす機会を多く取り入れて、生活のリズムが整うように取り組んでいます。基本的な生活週間を身につけることの大切さは、絵本や紙芝居などを利用して視覚的に分かりやすく伝えるようにしています。手洗いキッドなどを利用し実際に体験して理解を促すような活動もしています。</p>	
<p>A-1-(2)-④</p> <p>【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>子どもたちは、異年齢で過ごす中で、お互いの活動を見たり、一緒に行動したりしながら自然に触れ合い、刺激し合い、自発的に活動できるようになっています。3、4、5歳児で編成される当番活動などでは、年上の子ができないことを手伝い、年下の子は、自分も同じようにやってみようと思いを抱くきっかけとなり、人間関係の構築の仕方が学べる機会となっています。月に1度実施している「なんでもしていいランド」は、1歳から参加し、テラスも含め、ままごと、製作、電車、感覚あそびなどを、自主選択してコーナー遊びを行っています。園児だけではなく地域の人たちも招待し、挨拶や譲り合うなどして社会体験が得られています。日頃から廃材、ハサミ、テープなどを棚に用意し、表現活動が自由に楽しめるように取り組んでいます。</p>	

【A6】 A-1-(2)-⑤
乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

0、1歳児は一緒に生活しています。生活する場所と遊ぶ場所をコーナーで分けて落ち着いて遊べるように工夫しています。0歳児が安心して愛着関係が築けるように、なるべく決まった保育士が関わることが出来るように配慮しています。入園したばかりで新しい環境に慣れていない子どもには抱っこや負んぶで、月齢が低く午前中に眠ってしまう子どもには午前寝を、発語のある子どもには、廊下に出て遊び、幼児クラスの活動を見るなど、一人ひとりに合わせた細やかな対応をしています。つかまり立ちや伝い歩きをして体を使って楽しめるように、保育室には余計なものを置かないようにして安全に配慮しています。誤飲に繋がらないよう玩具を精査し清潔に保っていますが、なんでも口に入れて確かめる時期に考慮し、破損や思わぬ事故に繋がらないよう、継続して安全性を確保していくことが期待されます。離乳食は、食材チェック表を活用し担任・保護者・栄養士で確認し会議で内容を共有しています。

【A7】 A-1-(2)-⑥
3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

1歳児は、なだらかな傾斜になっている廊下を毎日行き来することで、踏ん張る力や重心を移動させるバランス感覚を養っています。玄関に向かうまでに全ての学年の活動が見渡せるため、興味のある音楽や活動に立ち止まり、模倣をして一緒に楽しんだり、やってみたいという意欲が育っています。2歳児は幼児と一緒に活動することが多く、出来ないことを手伝ってもらい感謝の気持ちが育ち、年上の子どもの姿を見て憧れを抱き、挑戦する気持ちが培われています。屋外にあるウッドデッキや砂場、散歩で行く公園などで十分体を動かしたり、探索活動を楽しんだりしています。職員は、自我の育ちを受け止めるとともに、不安定な感情の表出には全職員が対応できる体制を整えています。排泄などは家庭との連携を密にして取り組むようにしています。

【A8】 A-1-(2)-⑦
3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

3歳児には、ままごとや簡単なカードゲームなどを用意して、集団の中でも自分の遊びを楽しめるように、職員が仲立ちとなり、子ども同士が関わることが出来るように支援しています。4歳児には製作活動や鬼ごっこを多く取り入れ、集団の中で自分の力が発揮され、やり遂げる喜びや自信に繋がるように関わっています。5歳児には、法人オリジナルの教材・積み木・ブロック、猛獣がりなどのゲームを多く取り入れて友だちと協同で遊ぶ機会を提供しています。異年齢での活動が多く、職員の適切な連携と援助のもとで、様々な活動が楽しめるように工夫しています。子どもたちの取組や活動は、保護者に懇談会や面談の機会に伝えるとともに、毎日ドキュメントを作成し配信しています。加えてインスタグラムやホームページなどに掲載し多くの人に周知できるように取り組んでいます。

【A9】 A-1-(2)-⑧
障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

特別な配慮が必要な子どもには、保護者との連携をとり、小まめな対応をしています。個別支援計画を作成し子どもの状況に応じた保育が出来、記録に残るように配慮しています。保護者とは、連絡ノートで日々の様子を密に伝え合い、必要に応じて面談を適宜実施し、お互いの理解を深めています。障害のある子どもには、療育・保健センター・児童相談所・医師会など専門機関との連携が取れ、必要に応じて相談や助言を受ける体制が整っています。子どもの様子は、屋礼で共有し合い、職員会議で保育や支援の方向性などを話し合っています。職員は、法人や外部の研修に参加し、障害のある子どもについての情報や知識を習得し職員間で共有しています。保護者には、入園説明会で障害のある子どもの保育について伝える一方で、必要に応じて相談機関などの情報を提供しています。

【A10】 A-1-(2)-⑨
それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

子ども達は、1日のほとんどの時間を、0、1歳児、幼児と一緒に過ごすことが多く、長時間にわたる保育への環境の変化をあまり感じることなく安心して過ごしています。夕方以降の保育では、一日の疲れを感じる時間帯のため、家庭的でゆったり過ごせるように、ステージとなる2歳児室にカーテンやクッションマットを使用し、ゴロゴロしたり、寝転んだり出来る空間を作っています。延長保育を利用する子どもに対して、生活リズムに配慮した捕食を提供しています。職員は、屋礼を利用し、子どもの体調などの情報を共有するとともに、伝達ボードを作成し、保護者に伝え漏れがないように口頭に加えて書面も併用しています。指導計画の中に長時間保育についての位置づけをしたうえで、在園時間が長い子どもに配慮した保育内容や方法の計画的な実施が望まれます。

【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わり配慮している。	a
---	---

<コメント>

全体的な計画・年間指導計画の中に、小学校との連携や就学を見通した取り組みが明記されています。施設長・担任は、連携小学校との定期的な打ち合わせの機会に、積極的に参加しています。小学校から訪問招待を受けて参加したり、年長児の公園交流をしたりして、就学への期待や見通しを持って取り組みを行っています。毎日の生活の中で、就学前準備教室として、午後1時から45分間、2単元の学習の時間を設定し、散歩・公共施設見学・習字・ピアノなどを体験できるように計画をしています。保護者には、個人面談・保護者会で就学に向けた内容を提供し小学校以降の子どもの生活について見通しが持てるように配慮しています。担任・施設長は、保育所児童保育要録の研修に参加し、作成のスキルを習得しています。担任保育士を中心に、関係する職員が参画し保育所保育要録を作成し、小学校へ送付しています。

A-1-(3) 健康管理 【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	第三者評価結果 a
---	------------------

<コメント>

健康管理マニュアルがあり、園児の健康状態の把握、身体測定・健診、毎日の健康状態の観察などについて詳細に明記してあります。職員は、年度初めに全員で確認を行っています。子どもの健康状態は、入園時の書類や面談を通して把握し、日々の状態はマニュアルに基づいて把握し、昼礼で職員間で共有しています。体調悪化や怪我があった場合には、関係機関や保護者に連絡をして対応することになっています。施設長は保健計画を作成し、計画的に発育や発達に適した生活が送れるようにしています。職員は、乳幼児突然死症候群に関する研修を受け、午睡中のチェックを実施しています。保護者には、健康に関する取組や乳幼児突然死症候群について入園説明会で伝えるとともに、適宜園だよりに掲載して配信しています。

【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
--	---

<コメント>

健康診断と歯科健診は年2回実施、結果は児童健康台帳に記録し職員間で共有されるようになっていきます。保護者には、紙ベースで結果を配布し、必要な症状に応じて受診などを勧めています。毎月行われている身体測定は、保育園向けアプリで結果を伝えています。健康診断のために園医が訪れた際は、子どもたちの健康に関する情報の提供や、あらかじめ質問事項をまとめておいた保護者からの相談などへのアドバイス、最新の保健に関する情報を得るなど、子どもの健康増進に対して連携を図っています。保護者には園だより（きらきらだより）のトピックスに掲載して情報提供を行い、家庭での生活に繋がるようにしています。子どもには、健診を受けた機会に絵本や紙芝居を使って健康教育を実施しています。

【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
---	---

<コメント>

アレルギー疾患のある子どもには、医師の生活管理指導票をもとに、保護者・栄養士・担任・施設長が話し合い、除去食を提供しています。提供の際は、誤食事故防止マニュアルに基づいて、机・イス・タオル・食器など食事に必要なものすべてを視覚的にアレルギー児への提供食と分かるようにし、介助する職員のエプロンも区別して食事対応をしています。食後はその場で着替えをして移動しています。誤食時の対応についてもフロー図があり、迅速に対応できる体制が整っています。保護者から事前に園児への対応を確認し、意向に沿う形で他の子どもに相違について伝えていきます。職員は、アレルギー疾患などについての研修に参加し、必要な知識や情報、対応スキルを習得し職員間で共有しています。アレルギー疾患のある子どもへの対応については、入園説明会で園の方針を伝え、理解を得るように取り組んでいます。

A-1-(4) 食事 【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	第三者評価結果 b
---	------------------

<コメント>

食育計画が作成され、野菜の栽培・食材に触れる・下ごしらえ・クッキング・バイキングなど、食に関わる様々な感覚や体験をすることで食べることを楽しめるよう取り組んでいます。子どもが落ち着いて食事が出来るように、発達や個人差に配慮したテーブルやイス・食器・食具を用意し、年齢にあった食事のマナーが身に付けられるように援助しています。個人差に応じて量を増減したり、一口食べてみようとかめたりして、食べられるものが増えていくように工夫しています。栄養士による、食材や食の循環・環境への意識など、子どもが食に関する理解を深めるための食育の機会を計画的に持っています。保護者には、献立表・給食だよりを配信するとともに、提供した食事の写真を掲示したり、保育参観の日に試食を提供したりするなどして、家庭でも食生活に関心が向けられるような取組を行っています。食事提供の場面では、介助の仕方や量の加減など、細かな場面の対応をどのように取り組んでいくのかを職員間で話し合い、共通理解のもとで支援していくことが望まれます。

【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
--	---

<コメント>

献立や給食だよりは、系列園の栄養士の意見をまとめて法人内のリーダー・サブリーダーが作成しています。季節感があり、地域の食文化などに配慮したものとなっています。誕生会などの特別の日のために、4種類の献立メニューが用意され、園の状況を加味して選択して提供出来るようになっていきます。栄養士や調理員は、子どもの食べる様子を見たり、話を聞いたりする機会を作り、発育状況・体調・好き嫌い・偏食・咀嚼・姿勢などの把握に努めています。カリキュラム会議で食育について検討したり、食事についての意見を聞いたりして次の調理に反映しています。衛生管理マニュアルに基づき衛生管理を行い、安全で安心な食事の提供が出来るような体制を整えています。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a

<コメント>

連絡帳は、保育園向けアプリを導入し、乳児は、健康状態や食事・睡眠などの生活面を含む情報共有を行い、幼児は、活動内容をドキュメントにして毎日配信しています。保護者は、配信した内容を降園時に把握しているため、思いや感想・質問などが直接受けることが出来るようになっていきます。保護者懇談会や個人面談、保育参観などの保護者が参加する行事を通して、保育の意図や内容の理解を得るとともに、子どもの成長について一緒に喜んだり、考えたりしています。月末に、園だより「きらきらだより」を配信しクラスごとのねらいや活動予定を掲載し、保育園の生活に見通しが持てるように配慮しています。毎年実施している保護者満足度アンケートを集計し実践に反映するとともに、結果も配信しています。

A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a

<コメント>

送迎時に子どもの様子を丁寧に伝え、連絡帳などで保護者と情報を共有することで、信頼関係が築けるように努めています。保護者からの相談があった場合には、ルール化された内容にはその場に対応し、持ち帰った方が良い場合には、当日は話を聞くだけにして施設長への報告を行い、内容を精査した上で、職員間で話し合う、法人の意見を聞くなどする一方で、面談の機会を作り対応する体制が整っています。よくある相談内容については、電話対応マニュアルとして対応方法が記載されているものもあります。面談などの相談内容は適切に記録に残し、職員間で共有できるように取り組んでいます。

【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
---	---

<コメント>

職員は、毎日の視診や衣服の着脱時、健康診断や身体測定の際に、子どもの身体の様子を把握し権利侵害等の兆候を見逃さないように努めています。権利侵害の疑いが認められた場合には、施設長に連絡をする一方で、昼礼などで職員間で情報を共有し、園日誌やその他の記録に残すような仕組みが出来ています。保護者とは、日常的に会話を心がけ、話を十分に聞くなどして気持ちに寄り添い、精神面や生活面を援助して発生予防に取り組んでいます。法人・行政・児童相談所との連携が図られ、いつでも相談・通報が出来る状態となっています。職員は、児童虐待マニュアルの読み合わせを行い、虐待をしてしまう保護者理解や発見時の対応などの知識やスキルを習得し、早期発見・早期予防に心がけています。保護者や地域の子育て家庭にとって、身近な相談しやすい場所として、虐待の早期発見のために常にアンテナを張り、さらなる予防に取り組んでいくことが期待されています。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b

<コメント>

職員は、指導計画の作成時に、自らの保育実践の記録をもとに評価・反省を行っています。子どもの現在の姿に至るまでの過程や、活動への取り組み状況、心の育ち、目標に対する課題などを把握し次の計画に反映しています。乳・幼児間や職員会議で話し合い、多様な視点からの保育の捉え方に気づき、学び合いの機会となるように取り組んでいます。スキルの向上を目的とした「目標設定シート」を作成し、定期的に施設長と面談を実施し、進捗状況や助言、改善点などを確認することで専門性の向上に繋げています。2月の作品展終了後などに、まとまった時間をとり、園目標に対する評価・検討を実施しています。自己評価内容についても、職員相互で話し合い、明確な目標に向かって、保育観をすり合わせることで、組織的・継続的に保育の質の向上に向けた取組が期待されます。